⑵　「措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数　㊲」及び「措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数　㊳」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第６項第16号に規定する基準日以後に終了する各事業年度ごとに、同号イ及びロに規定する証明がされた数をそれぞれ記載すること。

⑶　「㊱」から「㊳」までの各欄の内書には、⑴及び⑵により記載した数のうち租税特別措置法第42条の12第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第６項第１号に規定する特定業務施設に係る数を記載すること。

⑷　⑴から⑶までにより記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表六(十一)を削る。

別表六(十一)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第６項第３号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、「同条第１項」を「租税特別措置法第42条の12第１項又は令和６年旧措置法第42条の12第１項」に、「同項」を「これら」に改め、同表を別表六(十一)付表とする。

別表六(十四)の表中

税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)	を	税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)
法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)＋(別表三(二の二)「26」)＋(別表三(三)「21」)＋(別表六(三十一)「31」)	を	法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)＋(別表三(二の二)「26」)＋(別表三(三)「21」)＋(別表六(三十)「31」)
中小企業者 (別表六(六)「④」から「７の「７の⑮」＋「㉒」から「７の		
中小企業者 (別表六(六)「から「７の⑦」の⑩」から「７＋「７の⑮」かの合計)		

に、

等以外の法人 ７の②」＋「７の⑦」までの合計＋７の⑯」＋「７の㉔」までの合計)	を	中小企業者等以外の法人 (別表六(六)「７の②」＋「７の④」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑮」から「７の⑰」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計)
業者等 ３」＋「７の②」までの合計＋「７の⑬」までの合計ら「７の㉔」まで		中小企業者等 (別表六(六)「３」＋「７の②」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑩」から「７の⑬」までの合計＋「７の⑮」から「７の㉒」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計)

に改め、同表の記載要領第11号中「「税額控除超過取戻税額等の加算額　⑿」」を「「税額控除超過取戻税額等の加算額　⑿」」に改め、同号㈠中「(別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)」を「(別表六(十)付表「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)」に、「第42条の12の５第２項」を「第42条の12の５第３項」に、「「＋(別表六(十四)付表二「19」」を「「＋(別表六(十二)付表二「19」」に改め、同第四号㈡中「上記⑴で」を「⑴により」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十五)の表中

当期税額基準額 ⒀×20/100－(別表六(十七)「14」)	を	当期税額基準額 ⒀×20/100－(別表六(十五)「14」)
差引当期税額基準額残額 ⒁－⒂－(別表六(十七)「19」)	を	差引当期税額基準額残額 ⒁－⒂－(別表六(十五)「19」)

に改め、同表の記載要領第１号中「の租税特別措置法第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「の租税特別措置法第42条の12の４第３項」に改め、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の12の４第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同表を別表六(十二)とし、同表の次に次の１表を加える。